第三条の四第二項	政令第九条の九の四第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得税等免除法施行令」という。）第三条の九の四第三項において準用する政令第九条の九の四第三項に
第三条の四第二項第一号	法第五十五条の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得税等免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第三条の四第二項第二号	法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額
	前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者（外国居住者等所得相互免除法第三十五条に規定する特定国外関連者をいう。以下同じ。）との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）、外国居住者等所得相互免除法第二条第三号（外国居住者等を規定する外国居住者等の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引又は外国居住者等所得相互免除法第三十六条（一国居住者等所得相互免除法を除く。）の法人税法第六十九条の四第八項に規定する連結法人（第三十六条（外国居住者等所得相互免除法を除く。）に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国所在国外事業所等をいう。以下同じ。）との間の同号に規定する内部取引に係るものに限る。）に係るもの
第三条の四の三第二項第一号	法第五十五条の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項
	同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第三条の四の三第二項第二号	法第五十五条の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項
	申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額	申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額

2　地方税法施行規則第十条の二の六第二項及び第十条の二の七第二項の規定は、令第三十二条第六項において準用する地方税法施行令第四十八条の十五の三第三項及び第四十八条の十五の四第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の四の三第二項第三号	前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は外国居住者等所得相互免除法第三十六条（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する外国居住者等の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引に係るもの
第三条の四の三第二項第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令
第三条の四第二項第一号	法第五十五条の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得税等免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第三条の四第二項第二号	法第五十五条の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額
	前号の申立てに係る条約相手国等（法第五十五条の二第一項に規定する条約相手国等をいう。第三条の四の三において同じ。）との間の相互協議（法第五十五条の二第一項に規定する相互協議をいう。次条から第三条の四の四までにおいて同じ。）の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は外国居住者等所得相互免除法第三十六条（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する外国居住者等の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引に係るもの
第三条の四の三第二項第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令
第三条の四第二項第一号	法第五十五条の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項
	同項の申立て	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第三条の四第二項第二号	法第五十五条の四第一項	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項
	申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額	申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額

第三条の四の三第二項第三号	前号の申立てに係る条約相手国等との間の相互協議の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は外国居住者等所得相互免除法第三十六条（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する外国居住者等の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引に係るもの
第三条の四第二項第三号	政令	外国居住者等所得相互免除法施行令第三十二条第三項において準用する政令
第十条の二の六第二項第一号	政令第四十八条の十五の三第三項に	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（以下「外国居住者等所得税等免除法施行令」という。）第四十八条の十五の三第三項において準用する政令第四十八条の十五の三第三項に
	法第三百二十一条の十一の二第一項の申立て	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第三十八条第一項に規定する課税上の取扱いに関する申立て
第十条の二の六第二項第二号	法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する申告納付すべき法人税割額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割額	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項に規定する申告納付すべき法人税割の額又は更正若しくは決定により納付すべき法人税割の額
	前号の申立てに係る条約相手国等（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する条約相手国等をいう。次条において同じ。）との間の相互協議（法第三百二十一条の十一の二第一項に規定する相互協議をいう。次条において同じ。）の対象	外国居住者等所得相互免除法第三十八条第一項の法人と当該法人に係る特定国外関連者との間の国外関連取引（租税特別措置法第六十六条の四第一項に規定する国外関連取引をいう。）又は外国居住者等所得相互免除法第三十六条（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する外国居住者等の法人税法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等と特定恒久的施設（外国居住者等所得相互免除法第三条第一項に規定する特定恒久的施設をいう。）との間の同号に規定する内部取引に係るもの